**細則１：道路・河川の維持作業に関する細則**

１　実施回数　年度中３回以内

２　実施時期　６月、９月、１２月

３　作業時間　２時間又は４時間

４　本作業は、本会加入全会員がその労務を提供して、地区内の環境を整備する重要な活動の一つである。全会員の参加が求められるため作業に参加しない会員には出不足代としての寄附を依頼する。その取り扱いについては、従来行なわれていた本会の慣行を考慮して、毎年度役員会において決定することとする。

なお、病気等真にやむを得ない理由により参加できない場合には、事前に班長へ連絡することとする。

附則

　　この細則１は、平成２５年４月１日から施行する。

　　この細則１は一部改定し、平成２８年４月３日から施行する。

　　この細則１は一部改定し、平成２９年４月２日から施行する。

　　この細則１は一部改定し、令和２年４月１２日から施行する。

**細則２：経費の支弁等**

１　規約第１９条に規定する本会の活動に必要となる経費は、役員会において活動計画に基づき項目ごとに予算案を作成する。

**２　集会所施設整備等に要する資金は、特別会計により積立てを行うことができる。**

**３**　規約第１９条の２に規定する役員手当は次のとおりとする。

（１）　会長　　　　　　　　年額　５０，０００円

（２）　副会長一人当たり　　年額　２０，０００円

（３）　会計委員　　　　　　年額　１０，０００円

（４）　監事一人当たり　　　年額　　２，０００円

（５）　班長一人当たり　　　年額　　　　６００円×各班の**年会費徴収時の**会員数

（６）　書記一人　　　　　　年額　１０，０００円

この手当は、高屋西小学校区住民自治協議会から配分される広報配布報償費一戸当たり

１,０００円に自治会加入世帯数を乗じた金額と、自治会非加入世帯数に一戸当たり４００円を乗じた金額の合計額が基本になっている。

**４**　規約第１９条の３に規定する部会活動費は次のとおりとする。

　　〇　壮青年会

　　　　細則３第６項に記載された事業に対し、1事業当たり３０,０００円以内で予算に定める額

　　〇　青少年育成部

　　　　細則３第８項に記載された事業に対し、1事業当たり３０,０００円以内で予算に定める額

附則

　　この細則２は、平成２５年４月１日から施行する。

　　この細則２は一部改定し、平成２８年４月３日から施行する。

　　この細則２は一部改訂し、平成３１年４月１４日から施行する。

この細則２は一部改定し、令和２年４月１２日から施行する。

**この細則２は一部改定し、令和３年２月１４日から施行する。**